

## 議 事 録

会 議 名	平成29年 第4回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成29年4月26日(水)午後3時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 3階 議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進      会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄      2番 佐藤 晃      3番 大久保泰明 4番 市川澄雄      5番 金子幸一      7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：高橋恵一      主査：広田智之      主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第3 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第5 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第6 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第7 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成29年第4回定例総会を開会いたします。 出席委員は全員で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、5番 金子委員と6番 藤井委員を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第3条の規定による許可申請について議案番号24号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号24号を朗読)(説明) 当該地は、位置図にありますとおり一之宮愛児園運動場南側、寒川高校西側の農業振興地域外にあるいわゆる普通調整の水田です。 当案件は、譲渡人自身で耕作が難しいとのことで、規模拡大を希望していた譲受人に所有権を移転するものです。 譲受人の耕作状況につきましては、譲受人も含めた世帯4人で農業に常時従事しており、トラクターや田植機等の大型農機具を所有し、所有している農地をすべて効率的に耕作しております。自宅から当該地までの通作距離は約0.8kmで、徒歩10分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の移転による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件のすべてを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 3 番：農地を確認したところ畦が設置されており、水田として利用されています。特に問題ないと思われます。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。 (特になし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>		

会 長：では全員賛成ですので、議案番号24号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

会 長：次に議案番号25号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号25号を朗読)(説明)  
当該地は、位置図にありますとおり一之宮愛児園から南へ約200mの農業振興地域外の農地2筆と、寒川高校南西約100mの農業振興地域内の農地1筆です。  
転用事業の内容は、隣接地で解体・廃品回収業を営む事業者が、事業拡大をする際、軽自動車やトラックの駐車場で土地を探していたところ、不動産を営む隣接地所有者と話がまとまり、所有者が申請地を自ら転用し、賃貸借契約するものです。所有者は転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準としては、前述の農地2筆については、市街化区域から300m以内にあり、農地の規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地ということから、第2種農地となります。  
許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合は、許可となります。  
今回につきましては、これから説明します第3種農地と併せての申請ですので、許可基準に該当します。  
それでは後述の農地1筆についてですが、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設 又は公共施設 若しくは公益的施設が 連たんしていることから第3種農地となります。原則許可となっています。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：農地の現況は田で遊休農地になっています。用水は隣接しておらず田は立立していますので隣地に影響はないと思われま。

会 長：ありがとうございました。続いて、後述農地地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：農地の現況は田ですが遊休農地になっています。隣地に水路がありますが利用計画では横断せず、被害防除もなされておりますので問題ないと思われま。

会 長：それでは質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。  
(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号25号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。  
次に日程第3 農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号26号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号26号を朗読)(説明)  
申請農地は、位置図にありますとおり十二天神社から南西に約65mにある農業振興地域内にあります農用地以外の農地2筆の一部です。  
転用事業の内容は、大和市に本社を置き、隣接地にて新車・中古車の整備等を行っているカーディーラーが取扱い車両増加により車両置場を探していたところ、当該地所有者と土地賃貸借契約の話が整い、農地転用許可申請に至りました。事業者は転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。

なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準としては、市街化区域から住宅の用 若しくは事業の用に供する施設 又は公共施設若しくは公益的施設が 連たんしていることから第3種農地となります。

会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
2 番：当該農地は、北側と西側が町道と接しており、東側に宅地南側に畑が隣接しています。土留め等の被害防除がなされますので、影響はないと思われ  
ます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号26号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。

会 長：次に日程第4、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号27号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号27号を朗読)(説明)

当案件は、田端北交差点南西に約50mにある農業振興地域内の農地4筆と、田端北交差点南東約130mにある同じく農業振興地域内の農地3筆です。すべて現況は田です。

当該地につきましては、それぞれ平成26年から利用権設定され、2回目の更新です。期間については変わらず3年間ですが、田んぼということで、借り手が水稻の種苗を準備することを考慮し、期間満了月日が12月31日となりました。借り手は他にも利用権設定の実績があり、家族4人で耕作しており、トラクター等に加え、今年度は乾燥機、もみすり機も購入しております。

会 長：続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：4月17日に事務局職員と現地調査を行いました。遊休の様子は全く見られず、更新は問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号27号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

会 長：次に日程第5、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告番号26号の1件と、日程第6、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号27号から28号の2件と、日程第7、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号29号から36号の8件について、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号26号から36号を朗読)(説明)

いずれも添付書類を含め完備していただきましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項につ

	いては了承されたこととします。 会 長：では以上をもちまして平成29年第4回寒川町農業委員会定例総会を閉会 します。
資 料	1. 平成29年第4回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 金子 幸一

議事録署名人 藤井 明男

本議事録は、平成29年5月26日、承認・署名を得て確定しました。